

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	重度心身障害者医療費助成に関する業務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山鹿市は、重度心身障害者医療費助成に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山鹿市長

公表日

令和8年10月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	重度心身障害者医療費助成に関する事務
②事務の概要	山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例に基づき、重度心身障害者の福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	重度心身障害者医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、Public Medical Hub (PMH)

2. 特定個人情報ファイル名

(1)受給者台帳情報ファイル、(2)所得情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第2項及び第19条6号 山鹿市個人番号の利用に関する条例(番号利用条例)(平成27年山鹿市条例第35号)第3条第1項別表第1の3の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・番号利用条例第3条第2項別表第2第16の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部 福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山鹿市役所 総務部 総務課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1117
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山鹿市役所 総務部 情報政策課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1118
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<div>＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</div> <div>[1,000人以上1万人未満]</div>
いつ時点の計数か	令和8年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<div>＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満</div> <div>[500人未満]</div>
いつ時点の計数か	令和8年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<div>＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし</div> <div>[発生なし]</div>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
[]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者の同意(委任)に基づき、特定個人情報を入手している。 申請内容にある照会先へ正しい情報を入力しなければ特定個人情報は入手できない仕様としており、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分である。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からの同意に基づき、必要以上情報が閲覧できない仕様であり、対策は十分である。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	Ⅱ-1対象人数	平成28年9月27日 時点	平成29年1月10日 時点	事後	
平成29年2月1日	Ⅱ-2取扱者数	平成28年9月27日 時点	平成29年1月10日 時点	事後	
平成29年4月1日	I-5-①部署	福祉部 福祉課	福祉部 福祉支援課	事後	
平成29年4月1日	I-5-②所属長	福祉課長 江藤一洋	福祉支援課長 脇山義文	事後	
平成30年5月31日	I-5-②所属長の役職名	福祉支援課長 脇山義文	課長	事後	様式の改正に伴うもの
平成30年5月31日	Ⅱ-1対象人数	平成29年1月10日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
平成30年5月31日	Ⅱ-2取扱者数	平成29年1月10日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ-1対象人数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ-2取扱者数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	Ⅱ-1対象人数	令和1年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	Ⅱ-2取扱者数	令和1年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和3年7月9日	Ⅱ-1対象人数	令和2年5月31日 時点	令和3年6月30日 時点	事後	
令和3年7月9日	Ⅱ-2取扱者数	令和2年5月31日 時点	令和3年6月30日 時点	事後	
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号利用条例別表第2の16の項	番号法第19条第9号 番号利用条例別表第2の16の項	事後	法改正に伴う修正
令和4年11月30日	Ⅱ-1対象人数	令和3年6月30日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和4年11月30日	Ⅱ-2取扱者数	令和3年6月30日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和5年11月30日	I-5-①部署	福祉部 福祉支援課	福祉部 福祉課	事後	
令和5年11月30日	I-8特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	山鹿市役所 総務部 総務課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1117	山鹿市役所 総務部 情報政策課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1118	事後	
令和5年11月30日	Ⅱ-1対象人数	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和5年11月30日	Ⅱ-2取扱者数	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和6年12月5日	I-3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第2項 山鹿市個人番号の利用に関する条例(平成27 年山鹿市条例第35号。以下「番号利用条例」と いう。) ・第3条第1項 別表第1の3の項	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(番号法)(平成2 5年法律第27号)第9条第2項 山鹿市個人番号の利用に関する条例(番号利 用条例)(平成27年山鹿市条例第35号)第3条 第1項別表第1の3の項	事後	
令和6年12月5日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第9号 番号利用条例別表第2の16の項	番号法第19条第9号 番号利用条例第3条第2項別表第2第16の項	事後	
令和6年12月5日	Ⅱ-1対象人数	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年12月5日	Ⅱ-2取扱者数	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年12月5日	Ⅳ-8人手を介在させる作業	-	2) 十分である 申請者の同意(委任)に基づき、特定個人情報 を入手している。 申請内容に照会先へ正しい情報を入力し なければ特定個人情報入手できない仕様とし ており、目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分である。	事前	様式の改正に伴うもの
令和6年12月5日	Ⅳ-11最も優先度が高いと考 えられる対策	-	6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的 外の入手が行われるリスクへの対策 2) 十分である 申請者からの同意に基づき、必要以上情報が 閲覧できない仕様であり、対策は十分である。	事前	様式の改正に伴うもの
令和7年12月15日	Ⅱ-1対象人数	令和6年11月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	
令和7年12月15日	Ⅱ-2取扱者数	令和6年11月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	
令和8年1月15日	Ⅱ-1対象人数	令和7年11月1日 時点	令和8年1月1日 時点	事後	
令和8年1月15日	Ⅱ-2取扱者数	令和7年11月1日 時点	令和8年1月1日 時点	事後	
令和8年10月27日	I-1-②	山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条 例に基づき、重度心身障害者の福祉の増進を 図るため、医療費の一部を助成する。	山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条 例に基づき、重度心身障害者の福祉の増進を 図るため、医療費の一部を助成する。 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連 携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個 人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐 付け及び登録を行う。・住民は、マイナポータル を介して、自身の本事務に係る公費医療費助成 の資格情報の取得/閲覧が可能となる。・住民 が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付 を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、 マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で 用いることにより、資格情報を医療機関が取得/ 閲覧することが可能となる。	事前	Public Medical Hub(PMH)を活用 した情報連携に伴うもの
令和8年10月27日	I-1-③	重度心身障害者医療システム、団体内統合宛 名システム、中間サーバー	重度心身障害者医療システム、団体内統合宛 名システム、中間サーバー、Public Medical Hub (PMH)	事前	Public Medical Hub(PMH)を活用 した情報連携に伴うもの
令和8年10月27日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)(平成2 5年法律第27号)第9条第2項 山鹿市個人番号の利用に関する条例(番号利 用条例)(平成27年山鹿市条例第35号)第3条 第1項別表第1の3の項	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)(平成2 5年法律第27号)第9条第2項及び第19条6号 山鹿市個人番号の利用に関する条例(番号利 用条例)(平成27年山鹿市条例第35号)第3条 第1項別表第1の3の項	事前	Public Medical Hub(PMH)を活用 した情報連携に伴うもの